見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 空知森林林管理署北空知支署長 佐々木 貢 殿

> (見積人) 住 商号又は名称 代表者氏名 (代理人) 氏

¥

ただし、空知森林管理署北空知支署深川森林事務所照明器具改修業務の代金として 上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び現場説明事項を承知の上、見積します。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

様式第2号(第3条)

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 見積年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名 空知森林管理署北空知支署深川森林事務所照明器具改修業務
- 3 見積書提出に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所 商号又は名称 代表者氏名

分任支出負担行為担当官 空知森林管理署北空知支署長 佐々木 貢 殿

業務名:空知森林管理署北空知支署深川森林事務所照明器具改修業務

	名 称	大切つ・ エル森 か 自 埋者 ルエルス 仕 様 ・ 規 格	数量	単位	単価	金 額	備考
					,		
	LED照明器具改修内訳						
1	照明器具工(車庫·物置) 照明器具(休憩室)	XFX440DEN LE9	2.00	台			
	照明器具(車庫)	XFX440KEN LE9	3.00	台			
	照明器具(車庫)	XLX800KHNC LE9	2.00	台			
	照明器具(物置1F)	XFX210KEN LE9	1.00	台			
	照明器具(物置2F)	XFX210KEN LE9	2.00	台			
	照明器具(物置トイレ)	LGB5800 4U	1.00	台			
	照明器具工(事務所)						
	照明器具(事務所)	XL473PEV LA9	4.00	台			
	照明器具(玄関ホール)	XL553LWVK LE9 埋込 275□	2.00	台			
	照明器具(門灯)	LGW85014SF	1.00	台			
	照明器具(前室・更衣室)	XND0667SN LE9	2.00	台			
	照明器具(トイレ)	XND0667SN LE9	2.00	台			
	照明器具(給湯室)	XFX200AEN LE9	1.00	台	-		
	照明器具(流し元灯)	LGB52095LE1	1.00	台			
	照明器具取付工事費	撤去含む	1.00	式			
	産業廃棄物処理費	蛍光管	36.00	本			
	<u>産業廃棄物処理費</u> 運搬費	照明器具本体	1.00	式式			
	直接業務費計						
	諸経費		1.00	式			
	直接業務費合計						
	消費税		10.00	%			
	総合計						

請 負 契 約 書

- 1 件 名 空知森林管理署北空知支署深川森林事務所照明器具改修業務
- 2 仕 様 仕様書のとおり
- 3 契 約 金 額 金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円) 内訳は別紙「契約金額内訳書」のとおり
- 4 履 行 期 間 契約締結の日から令和8年2月6日まで
- 5 履 行 場 所 仕様書のとおり
- 6 検 査 場 所 履行場所に同じ
- 7 契約保証金 免除

空知森林管理署北空知支署深川森林事務所照明器具改修業務(以下「業務」という。) について、分任支出負担行為担当官 空知森林管理署北空知支署長 佐々木 貢(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間に、上記各項及び次の各契約条項によって請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月日

発注者(甲) 住 所 雨竜郡幌加内町字清月 氏 名 分任支出負担行為担当官 空知森林管理署北空知支署長 佐々木 貢

請負者(乙) 住 所 氏 名

代理人住 所氏 名

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この請負契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約 (この請負契約書及び仕様書を内容とする業務契約をいう。以下同じ。)を履行しなければなら ない。
- 2 乙は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に履行するものとし、甲は、その契約金額 を支払うものとする。
- 3 この請負契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この請負契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 7 この契約に係る期間の定めについては、仕様書に特別の定めがある場合を除き、この請負契約書における期間の定めが適用されるものとする。この請負契約書及び仕様書に規定されていない期間の定めに関しては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、 計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第41条の規定に基づき、甲乙協議の上選定される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 甲が、第6条に規定する監督職員を定めたときは、この契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類(業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。)は、監督職員を経由するものとする。
- 12 前項の書類は、監督職員に提出された日に甲に提出されたものとみなす。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、 又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売 掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲 渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特 例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は、 乙に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽 減する権利その他一切の抗弁権を保留する。
- 3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民 法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 4 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、センタ

一支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはな らない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断 等をいうものとする。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再請負」という。)を必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。ただし、再請負ができる業務は、原則として契約金額に占める再請負金額の割合(「再請負比率」という。以下同じ。)が50パーセント以内の業務とする。
- 3 乙は、前項の承認を受けた再請負について、その内容を変更する必要が生じたときは、同項に 規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、再々請負(再々請負以降の請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
- 5 乙は、再請負の変更に伴い再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、 第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要が あると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再請負する業務が請負業務を行う上で発生する事務的業務(印刷・製本、翻訳、会場設営及び 運送・保管に類する業務)であって、再請負比率が50パーセント以内であり、かつ、再請負す る金額が100万円以下である場合には、軽微な再請負として第2項から前項までの規定は、適用 しない。

(再請負の制限の例外)

- 第3条の2 前条第1項及び第2項の規定に関わらず、再請負する業務が次の各号に該当する場合、 乙は、請負業務の主たる部分及び再請負比率が50パーセントを超える業務を請け負わせること ができるものとする。
 - (1) 再請負する業務が海外で行われる場合
 - (2) 広報、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合
 - (3)会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定に基づく子会社若しくは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合
- 2 前項各号の再請負がある場合において、再請負比率は、当該再請負の金額を全ての再請負の金額及び契約金額から減算して計算した率とする。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である 旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要し た費用を負担しなければならない。 (使用人に関する乙の責任)

- 第5条 乙は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。
- 2 乙は、身分証明書を明示して、乙の使用人であることを明確にするものとする。
- 3 乙は、法令で資格の定めのある業務に従事させる乙の使用人については、その氏名及び資格について甲に通知し、その承諾を受けなければならない。使用人を変更したときも同様とする。 乙は、これら以外の使用人については、甲の請求があるときは、その氏名を甲に通知しなければならない。

(監督職員)

- 第6条 甲は、この契約の履行に関し甲の指定する職員(以下「監督職員」という。)を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての乙又は乙の管理責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
 - (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(管理責任者)

- 第7条 乙は、業務を実施するに当たって管理責任者を定め、その氏名を甲に通知するものとする。 また、管理責任者を変更したときも同様とする。
- 2 管理責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、契約期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

- 第8条 甲は、乙が業務に着手した後に乙の管理責任者又は使用人が業務の履行について著しく不 適当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をと るべきことを求めることができる。
- 2 乙は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係わる事項について決定し、その結果 を請求を受けた日から 10 日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その 理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 甲は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を 請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(関連作業等を行う場合)

第9条 甲は、乙の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ乙に通知し、甲乙協力して建築物の保全に当たるものとする。

(業務内容の変更)

第10条 甲は、必要があるときは、業務内容の変更を乙に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第11条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内

に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただ し、甲が履行期間の変更事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、 乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

- 第12条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内 に協議が整わない場合には甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、 乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

- 第13条 乙は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。
- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。
- 3 甲又は監督職員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の 措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用の うち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、甲がこれを負 担する。

(損失負担)

- 第14条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときにはその限度において甲の負担とする。
- 3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責 を負わない。

(検査)

- 第15条 乙は、業務を完了しその成果品を納入しようとする場合(成果品の納入を要しない場合に あっては、業務が終了した場合)は、その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項により業務 終了の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を 乙に通知しなければならない。
- 3 乙又は乙の使用人は、検査に立会い、検査職員の指示に従って、検査に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の場合において、乙又は乙の使用人が検査に立会わないときは、検査職員は、乙の欠席の まま検査を行うことができるものとする。この場合において、乙は検査の結果について異議を申 し立てることができない。

- 5 検査職員は、検査の結果、不合格のものについては、甲は、乙に対して相当の期間を定めて完 全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。
- 6 検査及び納入に要する経費は、全て乙の負担とする。

(所有権及び危険負担の移転)

- 第15条の2 業務成果品の所有権は、前条の検査に合格し、甲が当該成果品の引渡しを受けたとき 又は第18条第2項の規定により減額請求した場合において、甲が当該成果品の納入を認め、そ の引渡しを受けたときに、乙から甲に移転するものとする。
- 2 前項の規定により業務成果品の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる 事由による業務成果品の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(契約代金の支払)

- 第16条 乙は、仕様書に定める全ての業務を完了し、第15条の検査に合格したときは、所定の手続きにより書面をもって甲に代金支払の請求をするものとする。
- 2 甲は、前項の適正な請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内(以下「約定期間」 という。)に代金を乙に支払わなければならない。ただし、受理した乙の請求書が不適当なため に乙に返送した場合には、甲が返送した日から乙の適法な請求書を受理した日までの日数は、こ れを約定期間に算入しないものとする。

(第三者による代理受領)

- 第17条 乙は、甲の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に 当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定 に基づく支払をしなければならない。
- 3 甲が乙の提出する支払請求書に乙の代理人として明記された者に契約代金の全部又は一部を支払ったときは、甲はその責を免れる。

(業務の履行責任)

- 第 18 条 納入された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき (成果品の納入を要しない場合にあっては、業務が終了した時に業務の目的物が種類又は品質に 関して契約の内容に適合しないとき)は(以下「契約不適合」という。)、乙に対し成果品の修 補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え若し くは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に 履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求 することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 前項の規定は、成果品を納入した時(成果品の納入を要しない場合にあっては、業務が終了した時)において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。
- 5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

(甲の催告による解除権)

- 第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告を し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、 その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微 であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込がないと明らかに認められるとき。
 - (2) 第3条の規定に違反したとき。
 - (3) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第19条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。
 - (1) 第29条の規定に違反したとき。
 - (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に 表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ 契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 第27条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすること ができる。
 - (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項及び第2項に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号) の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第19条の3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規 定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

- 第20条 甲は、業務が完了しない間は、第19条又は第19条の2に規定する場合のほか必要がある ときは、契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、 その損害を賠償しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている と認められるとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると き

(行為要件に基づく契約解除)

- 第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの 催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第23条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
- 2 乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人 等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降 の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合 の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約するものとする。

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第24条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

- 第 25 条 甲は、第 19 条、第 19 条の 2、第 21 条、第 22 条及び前条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第21条、第22条及び前条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反 社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合 は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事 実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(乙の催告による解除権)

第27条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

- 第27条の2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除 することができる。
 - (1) 第10条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 甲が第29条の規定に違反したとき。
 - (3) 甲が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合)

第27条の3 第27条及び前条に定める事項が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、 乙は、第27条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の損害賠償請求等)

- 第 27 条の 4 第 28 条第 1 項の規定は、第 27 条及び第 27 条の 2 の規定により契約が解除された場合に準用する。
- 2 乙は、甲が第27条又は第27条の2の規定によりこの契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰

することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除に伴う措置)

- 第28条 甲は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。
- 2 乙は、第19条又は第19条の2の規定により契約を解除された場合は、契約金額の100分の10 に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の検査合格部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により減失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意若しくは過失により減失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、契約が解除された場合において、控室等に乙が所有する業務機械器具、仮設物その他の 物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるとき は、乙は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなけれ ばならない。
- 6 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第29条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

(延滞金の徴収及び遅延利息の請求)

第30条 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間 内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで民法第404 条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した延滞金を徴収する。



深川森林事務所

【事務室】



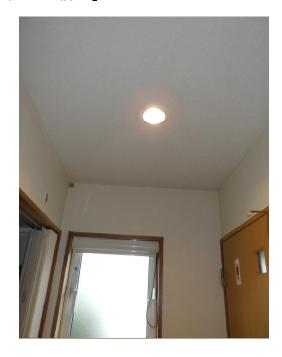
【事務室】



【トイレ】



【更衣室・前室】



【給湯室】



【流し元灯】



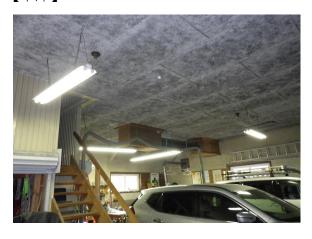
【玄関ホール】



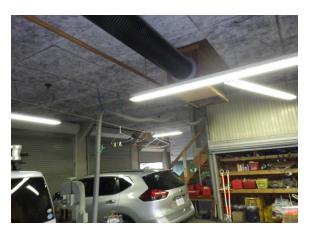
【玄関ホール】



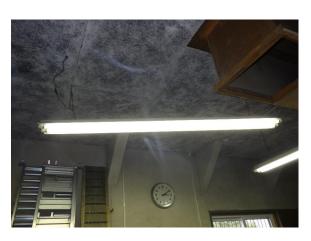
【車庫】



【車庫】



【車庫・物置】



【車庫・物置】



【車庫・物置2階】



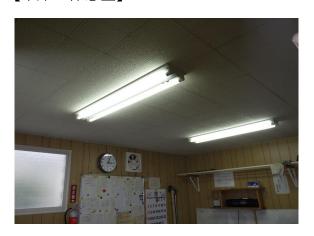
【車庫・物置】



【車庫・物置2階】



【車庫・休憩室】



【車庫・休憩室トイレ】

